６盛協第192号
令和６年12月11日

町内会・自治会等の長　様

盛岡市長　内　舘　　茂

令和７年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業（一般事業）の募集について
（お知らせ）

（一財）地域活性化センターでは、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて、標記助成事業を行っています。この助成事業への申請は、市を通して行う必要がありますので、令和７年度の助成を希望される場合は、市民協働推進課まで御連絡ください。

記

１　申請方法等

助成を希望される団体には、実施要綱及び申請書様式等をお送りしますので、下記担当までメール等で御連絡ください。なお、実施要綱等は（一財）地域活性化センターホームページからも入手可能です。（「地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業」で検索）

２　申請書等提出締切り

令和６年12月26日（木）17時必着

３　助成対象事業

(1)　将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等※が住民と共に実施する事業で、次の基準に適合するもの。

ア　助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。

イ　事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること。

ウ　他に国等の補助金の交付を受けていないこと。

(2)　令和７年４月１日から令和８年１月末日までに実施する事業。

(3)　次に掲げる要素を含む（一つまたは複数）事業。

ア　集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造

イ　子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり

ウ　食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり

エ　その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組

※「地域団体等」とは、概ね次に掲げるものをいいます。

・地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの）

・ＮＰＯ・ボランティア団体

・各種協議会、地域の自治組織

・商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合

4　対象経費

助成対象となる事業経費は、概ね次のようなものです。

項目	細目及び説明
報 償 費	講師、コーディネーター等に係る謝金
旅 費	事業実施に係る費用、講師等への費用弁償
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費 （会議の飲料等） ※イベント実施時の講師・スタッフに係る弁当代等は食糧費として認めます。懇親会や親睦会に係る費用は対象外。
役 務 費	通信運搬費、損害保険料、広告料
委 託 料	事業実施に係る費用（内容及び費用の内訳を明示すること。）
使用料及び賃借料	会場借上料、物品等の賃貸・リース・レンタルに係る費用
工事請負費	当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用
備品購入費	当該事業に継続して使用するものに係る費用

5　助成金の上限額

１件につき 1,500,000 円（1,000 円未満の端数切り捨て）

6　採択事例

年度	事業の実施主体	事業名	採択額
令和２年	永井地区まちづくりの会	世代を繋ぐ地域の担い手掘り起し事業	1,372,000 円
令和４年	盛岡市上田商店街協同組合	岩手大学連携上田商店街の魅力もっと伝われプロジェクト	1,500,000 円
令和５年	永井地区まちづくりの会	地域を超えたネットワークによる課題解決促進事業	1,469,000 円

7　担当（書類提出先）

〒020-8530　盛岡市内丸12-2　盛岡市役所本館１階

市民協働推進課　協働推進係　担当：吉田（よしだ）

電話（直通）：626-7535　/　FAX：622-6211　/　メール：kyodo@city.morioka.iwate.jp